

東京都公報

発行
東京都

目次

62

告示（選）

- 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において繰上投票を行う投票区及び投票期日……………一
- 衆議院（小選挙区選出）議員選挙における東京都各選挙区の選挙会の場所及び日時……………一
- 衆議院（比例代表選出）議員選挙における東京都選挙区の選挙会の場所及び日時……………三
- 最高裁判所裁判官国民審査における東京都審査分会の場所及び日時……………三
- 衆議院議員選挙（東京都第四区、同第五区、同第六区、同第八区、同第九区、同第十区、同第十一区、同第十三区、同第十五区、同第十六区、同第十七区、同第二十三区、同第二十四区及び同第二十八区）における開票事務と選挙会事務との合同……………三
- 衆議院（比例代表選出）議員選挙における開票区……………三
- 衆議院（比例代表選出）議員選挙における開票区……………三
- 衆議院（比例代表選出）議員選挙における東京都選挙区選挙分会の立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………四

告示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第百五十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第五十六条及び最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十六条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のとおり定めた。

令和六年十月十五日

東京都選挙管理委員会

繰上投票区 小笠原村第二投票区（母島）

繰上投票期日 令和六年十月二十六日

●東京都選挙管理委員会告示第百五十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙における東京都各選挙区の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和六年十月十五日

東京都選挙管理委員会

| 選挙区名 | 場 所 | 所 在 地 | 日 時 |
|---------|----------------------------------|-----------------|-----------------------|
| 東京都第1区 | 新宿区役所本庁舎 6階 第4委員会室 | 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第2区 | 中央区役所 8階 大会議室 | 中央区築地一丁目1番1号 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第3区 | 品川区役所第二庁舎 6階 選挙管理委員会室 | 品川区広町二丁目1番36号 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第4区 | 大森スポーツセンター | 大田区大森本町二丁目2番5号 | 令和6年10月27日 午後9時 |
| 東京都第5区 | 世田谷区立 大蔵第二運動場体育館 | 世田谷区大蔵四丁目7番1号 | 令和6年10月27日 午後9時 |
| 東京都第6区 | 世田谷区立総合運動場体育館 | 世田谷区大蔵四丁目6番1号 | 令和6年10月27日 午後9時 |
| 東京都第7区 | 渋谷区立勤労福祉会館 2階 第2洋室 | 渋谷区神南一丁目18番8号 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第8区 | 杉並区荻窪体育館 | 杉並区荻窪三丁目47番2号 | 令和6年10月27日 午後8時30分 |
| 東京都第9区 | 練馬区立総合体育館 | 練馬区谷原一丁目7番5号 | 令和6年10月27日 午後8時40分 |
| 東京都第10区 | 豊島区役所本庁舎 8階 教育委員会室 | 豊島区南池袋二丁目45番1号 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第11区 | 板橋区立上板橋体育館 | 板橋区桜川一丁目3番1号 | 令和6年10月27日 午後8時50分 |
| 東京都第12区 | 北区役所滝野川分庁舎 1階 大会議室 | 北区滝野川二丁目52番10号 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第13区 | 足立区総合スポーツセンター | 足立区東保木間二丁目27番1号 | 令和6年10月27日 午後8時50分 |
| 東京都第14区 | 墨田区役所 13階 131会議室 | 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第15区 | 江東区スポーツ会館 | 江東区北砂一丁目2番9号 | 令和6年10月27日 午後9時 |
| 東京都第16区 | 江戸川区総合体育館 | 江戸川区松本一丁目35番1号 | 令和6年10月27日 午後9時 |
| 東京都第17区 | 葛飾区 奥戸総合スポーツセンター体育館 | 葛飾区奥戸七丁目17番1号 | 令和6年10月27日 午後8時45分 |
| 東京都第18区 | 武蔵野市役所本庁舎内 812会議室 | 武蔵野市緑町二丁目2番28号 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第19区 | 国分寺市役所 プレハブ会議室第1 | 国分寺市戸倉一丁目6番地1 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第20区 | 武蔵村山市役所 3階 市公室 | 武蔵村山市本町一丁目1番地1 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第21区 | 日野市役所 5階 502会議室 | 日野市神明一丁目12番地の1 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第22区 | 三鷹市役所第二庁舎 243号会議室 | 三鷹市野崎一丁目1番1号 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第23区 | 町田市立総合体育館 | 町田市成瀬五丁目12 | 令和6年10月27日 午後9時 |
| 東京都第24区 | 八王子市富士森体育館 | 八王子市台町二丁目3番7号 | 令和6年10月27日 午後9時 |
| 東京都第25区 | 福生市役所第一棟 2階 会議室 | 福生市本町5番地 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第26区 | 目黒区総合庁舎別館 9階 選挙管理委員会室 | 目黒区上目黒二丁目19番15号 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第27区 | 中野区役所 6階 601会議室 | 中野区中野四丁目11番19号 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第28区 | 練馬区立光が丘体育館 | 練馬区光が丘四丁目1番4号 | 令和6年10月27日 午後8時40分 |
| 東京都第29区 | 荒川区役所分庁舎 3階 選挙管理委員会事務局 | 荒川区荒川二丁目25番3号 | 令和6年10月29日 午前10時 |
| 東京都第30区 | 府中市選挙管理委員会事務局 (旧みどり幼稚園会議室201) | 府中市緑町一丁目8番地 | 令和6年10月29日 午前10時 |

●東京都選挙管理委員会告示第百五十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院(比例代表選出)議員選挙における東京都選挙区の選挙分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和六年十月十五日

東京都選挙管理委員会

場所 東京都選挙管理委員会室 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第一本庁舎北塔四十階

日時 令和六年十月二十九日 午後二時

●東京都選挙管理委員会告示第百五十四号

最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第百三十六号)第三十四条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における東京都審査分会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和六年十月十五日

東京都選挙管理委員会

場所 東京都選挙管理委員会室 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第一本庁舎北塔四十階

日時 令和六年十月二十九日 午後二時三十分

●東京都選挙管理委員会告示第百五十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十九条第一項の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院議員選挙(東京都第四区、同第五区、同第六区、同第八区、同第九区、同第十一区、同第十三区、同第十五区、同第十六

区、同第十七区、同第二十三区、同第二十四区及び同第二十八区)において、開票の事務を選挙会の事務に併せて行う。

令和六年十月十五日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第百五十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十八条第二項の規定により、東京都における衆議院(比例代表選出)議員選挙の開票区を次のとおり設けたので、同条第三項により告示する。

令和六年十月十五日

東京都選挙管理委員会

開票区名

開票区の区域

大田区第四区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第四区に属する大田区の区域による。

大田区第二十六区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第二十六区に属する大田区の区域による。

世田谷区第五区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第五区に属する世田谷区の区域による。

世田谷区第六区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第六区に属する世田谷区の区域による。

杉並区第八区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第八区に属する杉並区の区域による。

杉並区第二十七区

公職選挙法別表第一で定める衆議院

(小選挙区選出)議員選挙東京都第二十七区に属する杉並区の区域による。

板橋区第十一区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第十一区に属する板橋区の区域による。

板橋区第十二区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第十二区に属する板橋区の区域による。

練馬区第九区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第九区に属する練馬区の区域による。

練馬区第二十八区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第二十八区に属する練馬区の区域による。

足立区第十三区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第十三区に属する足立区の区域による。

足立区第二十九区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第二十九区に属する足立区の区域による。

江戸川区第十四区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第十四区に属する江戸川区の区域による。

江戸川区第十六区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第十六区に属する江戸川区の区域による。

八王子市第二十一区

公職選挙法別表第一で定める衆議院(小選挙区選出)議員選挙東京都第二十一区に属する八王子市の区域による。

八王子市第二十四区

公職選挙法別表第一で定める衆議院

(小選挙区選出) 議員選挙東京都第二十四区に属する八王子市の区域による。

告 示 (選挙分会長)

●衆議院(比例代表選出) 議員選挙選挙分会長告示第一号
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院(比例代表選出)議員選挙における東京都選挙区選挙分会の立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和六年十月十五日

衆議院(比例代表選出) 議員選挙選挙分会長

澤 野 正 明

場所 東京都選挙管理委員会室 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔四十階

日時 令和六年十月二十五日 午前十時

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 三鈴印刷株式会社
東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一

郵便番号 101-0051